

番 号	15 請願第 9 号 (即 決)
受理年月日	平成 1 5 年 6 月 2 4 日
件 名	自動車 NOx・PM 法等に関わって、中小経営者・建設労働者・ダンプ労働者の雇用を守り政府・自動車メーカーの社会的責任を求めることについて
提 出 者	東京土建一般労働組合三鷹支部 執行委員長 橋本 昇
紹介議員	谷口 敏也、大城 美幸
要 旨	
<p>三鷹市議会におかれましては、地域住民の生活環境改善、サービス向上等に向けたご尽力に対し敬意を表します。</p> <p>さて、トラック運送をはじめ中小企業経営者・建設労働者や 1 台持ちダンプ労働者の生活は長期不況による荷動きの低迷・仕事量や運賃単価の引き下げ、銀行の貸し渋り・貸しはがしなどによって深刻な事態に追い込まれています。</p> <p>こうした状況下で、もっぱらユーザー負担によって実施される NOx・PM 法や東京都などの環境確保条例は、中小経営とダンプ労働者が対応できないほどの過重な経済的負担を強いるもので、三菱総研でも今年 10 月以降に 3,950 社のトラック業者が倒産・廃業を余儀なくされると指摘しています。</p> <p>また、東京都などの条例では、規制対象地域外の車両も規制対応車以外は対象地域に流入できなくなり、三鷹市の管轄地域にも多大な影響を及ぼします。</p> <p>私たちは自動車排ガス公害をなくし、地球環境を保全するために「ディーゼル車排ガス規制」の必要性を実感していますが、負担に対応できる経済基盤がありません。使用過程車が使用できなくなることの本来の責任は、車両を製造・販売したメーカーと、これを容認してきた国にあるにも関わらず、300 万台以上の規制対象車への対策は放置したままで、車両の買い替えを基本にしたディーゼル規制はメーカーの負担が一切ないばかりか、メーカーの儲け口にさえなっています。</p> <p>昨年 10 月 29 日の東京大気汚染公害裁判判決以降、国は DPF 装置などへの助成・援助対策をはじめていますが、中小業者や 1 台持ちダンプ労働者が救済されるには、ほど遠い内容であると同時に、使用過程車に対応する NOx・PM 同時除去装置の開発には、ほとんど有効な対策がとられていません。また金融機関の貸し渋りなどで、</p>	

実際には援助が受けられない場合も多々あります。

こうした深刻な事態の打開に向け、「自動車NOx・PM法」の施行にあたり、その実効性を確保する上でも貴議会に下記の対策を要請いたします。

記

- 1 貴議会より政府に対し、法を円滑に施行し、対策をより実効あるものとするため、自動車メーカーに、窒素化合物と粒子状物質の双方を除去する後付装置の研究開発・早期実用化を働きかけるとともに、規制に適合するディーゼル車や低公害車の買い替え等に要する事業者の負担軽減のための税制措置や融資制度などの抜本的充実を図り、十分な予算措置を講じられるよう強く要請すること。
- 2 貴議会よりディーゼル車を製造する自動車メーカーに対し、窒素酸化物と粒子状物質の双方を除去する後付装置の研究開発・早期実用化とともに、メーカーの負担で後付装置の装着を行うよう働きかけをすること。
- 3 以上を政府・自動車メーカーに対し三鷹市議会として意見書を提出されるよう強く要望いたします。